

# 三重県における 外国人児童生徒教育について

## ～コロナ禍におけるオンライン日本語教育と今後の展開～

### はじめに

本県の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、令和3年5月1日時点で2,301人となっており、津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、松阪市、桑名市、亀山市の7市に9割以上が在籍している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、直近の2年間は微減となっているが、今後、さらに増加していくことが予想される。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する自治体数は29自治体中21自治体、学校数494校中233校と広域に及んでいる。

本県の日本語指導が必要な児童生徒の在籍率は全国的にも高く、外国人児童生徒の受入体制の整備や、日本語指導教育に注力してきている。平成19年度～平成22年度には、文部科学省から「外国人児童生徒支援総合連携事業」の委託を受け、県内の集住地域の協力を得つつ、外国人児童生徒の受入から初期の適応指導、日本語指導、教科学習につながる教材や指導方法などについて調査・研究を行った。その後も、散在化や多言語化に対応すべく、各市町や関係機関と連携して様々な取組を進めている。

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、在籍している児童生徒に対しての支援は、外部から母語支援員が十分に派遣できないこともあるなど、十分な支援体制が整っているとは言えない。

本稿では、本県における外国人児童生徒教育の、就学～進路実現までの一貫した学びを保障できる体制構築に向けた取組を報告したい。

### 1. 三重県の外国人児童生徒教育の4つの柱

本県の外国人児童生徒教育は、

① 外国人の子どもたちの就学等についての取組

- ② 外国人児童生徒への学習支援についての取組
- ③ 外国人児童生徒教育における教職員研修の取組
- ④ 外国人児童生徒の進路保障のための取組

の4つの柱で取組を行っている。

①については、先述の「外国人児童生徒支援総合連携事業」において、外国人児童生徒受入手引書『ようこそ学校へ』が作成された。県内の各市町教育委員会では、この手引書を参考に外国人の子どもたちの受入を進めている。また、集住地域の市町では、独自に受入マニュアルを作成し、外国人の子どもや保護者に日本での学校生活の説明を行っているところもある。県教育委員会では、令和2年度に、各市町での受入をよりスムーズに行えるよう、7か国語に翻訳された『就学パンフレット』を作成し、配付するとともに、電子版をホームページに掲載した。

また、日本の学校生活や教育制度に関する情報を提供し、子どもや保護者の情報不足からくる誤解や戸惑いを解消することを目的として、本県の多文化共生の分野を所管するダイバーシティ社会推進課においてNPO法人等と協力し、令和元年度に「三重県プレスクールマニュアル」を作成した。学校生活を送る上で、必要なことに配慮した初期日本語学習教材『みえこさんのにほんご』（三重県国際交流財団作成）の絵カードを使用し、具体的に指導するときの例を挙げ解説するなど、外国人の子どもたちが新入学、転入学する前に、学校の文化や学習について理解し、スムーズに適応していけるよう工夫されている。外国人児童生徒を受け入れる市町では、県教育委員会作成の「ようこそ学校へ」や「就学パンフレット」と併せて活用され、外国人の子どもたちの就学促進の一助となっている。

各自治体内で受入から就学をスムーズに行うためには、行政内の横のつながりが必要不可欠である。ある市町では、戸籍や住民登録を行っている関係課と連携し、新たに転入してきた外国人の世帯の手続きを行う際に、就学年齢の子どもがいる場合は、教育委員会で説明を受けることを勧め、住民票等の手続きを終えた後に、教育委員会に案

内している。また、一定の時期に就学実態調査を自治体独自に行い、不就学の世帯に家庭訪問し、就学を促す取組を行っている市町もある。家庭訪問では、母語がわかる支援員が同行し、外国人住民の方や子どもが不安を感じることのないような配慮もされている。

県と市町、関係機関等が連携し、就学についての取組を進めた結果、現在は不就学の外国人の子どもは県内全体で1桁程度となっている。

②については、市町教育委員会と連携し、日本語初期指導、適応指導、教科指導の確立に向けた支援を行っている。集住地域においては、小中学校の施設と独立した日本語初期指導教室の開設や、拠点校への日本語指導教室の設置を行い、域内の日本語初期指導が必要な児童生徒を通室させ、日本語の初期指導を行っている。外国人児童生徒の在籍が少ない地域など、日本語初期指導教室を独自で開設することが難しい自治体においては、『みえこさんのほんご』等を活用し、日本語の初期指導を進めている。

生活に必要な日本語を習得した児童生徒であっても、授業に参加したときに、授業で 사용되는言い回しや、専門的な用語などの学習言語を理解できないことが多い。本県では、JSLカリキュラム等、教科学習につながる教材と指導方法を研究し、その成果を普及することで、日本語初期指導後の、学習言語でのつまずきの解消を図った。さらに、県教育委員会が示した手引きを基に、それぞれの市町では、各教科における、それぞれの単元での学習に必要な単語や表現をリストアップするなどバージョンアップし、学習言語でつまずくことのないよう、工夫した取組を行っている。

県教育委員会では、県内すべての地域で日本語の初期指導を行うことができるよう、ポルトガル語やスペイン語などの外国語を話すことのできる外国人児童生徒巡回相談員（以下、巡回相談員）を雇用し、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に派遣を行っている（令和4年度は5言語16名）。巡回相談員は、派遣先の学校で、日本語初期指導や適応指導、通訳・翻訳業務を行っている。巡回相談員が来校し、母語を聞くだけで安心するという児童生徒もあり、学習面だけでなく精神面での支えにもなっている。また、派遣先の学校の教員とともに保護者と面会し、相談を受けることもあり保護者の不安解消にも繋がっている。通訳・翻訳業務については、学級だよりや学校だより、進路関係の資料など児童生徒や保護者向けの文書の翻訳を行っており、コロナ禍において、学校から緊急で保護者

に伝えなければならないことも多いため、需要が高まっている。巡回相談員が児童生徒とかかわる時間を確保するため、令和2年度から、通訳・通訳業務を中心に行う外国人児童生徒巡回支援員（以下、巡回支援員）をポルトガル語、スペイン語、タガログ語で1名ずつ配置した。今後も、巡回相談員、巡回支援員を派遣し、日本語指導の充実を図っていく。

さらに、令和2年度から、県内すべての日本語指導が必要な児童生徒が日本語初期指導を受けることができるよう、オンライン日本語教育に取り組んでいる。これについては後述する。

③について、集住地域では、それぞれの地域の実情に合わせ、有識者を招聘した講演会や指導方法の交流、検討会などが開催されているほか、県教育委員会として、毎年、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町及び学校の担当者が参加する外国人児童生徒教育検討会議を開催している。県内で先進的な取組を行っている市町が成果報告を行ったり、参加者がグループ協議を行ったりしている。令和3年度は、外国人児童生徒が在籍する市町や学校を中心に70名以上が参加した。参加者からは、「先進的な取組を参考にして、子どもにかかわっていきたい」「同じような悩みを共有し、協議することができた」などの感想があった。

④については、義務教育段階のみで行うのではなく、就学前の取組や高校教育等とも連携していく必要がある。県内の集住7地域において、外国人児童生徒、保護者のための進路ガイダンスが開催されている。それぞれの進路ガイダンスでは、児童生徒が進学する可能性のある高等学校の担当者が、その学校の特長や卒業後の進路などを説明するとともに、同じ域内から高校に進学した高校生が、現在の状況などを語る場面も設定されている。さらに、保護者向けに、高校進学後にかかる費用や奨学金などの説明を母語で行うなど、経済的な不安の解消にも努めている。

また、本県では、中学3年生で日本語の習得が十分でない在日6年以内の外国人生徒を対象に、海外帰国・外国人生徒等に係る県立高校特別枠入学者選抜を行っている。この制度を利用し、令和3年度も多くの外国人生徒が高校への入学を果たした。

高校入学後においても継続した日本語指導や学習支援が必要であるので、外国人生徒支援専門員や日本語指導アドバイザーを配置し、日本語指導や学習支援の充実を図

るとともに、令和3年度は、専門家による日本語指導、日本の社会文化や生活文化について学ぶ「日本語学習クラブ」を拠点校に開設し、実践を積み重ねた。令和4年度は、その成果を県内各高校に横展開し、より質の高い日本語指導と体制構築を目指している。さらに、NPO法人と連携した外国人生徒対象の進路セミナーの開催や社会経験豊富な就職実現コーディネーターの配置など、外国人生徒の就職支援やキャリアカウンセリングを行うことなど、高校卒業後の進路保障にも努めている。

このように本県では、就学前から義務教育、義務教育から高校教育、さらに高校卒業後へつながっていく一貫した取組を行い、外国人の子どもたちが自らの夢を育んでいけるよう、関係課や関係機関が協働して支援を進めている。

## 2. オンライン日本語教育について

本県では、以前から外国人児童生徒の増加とともに、散在化・広域化が課題となっている。県教育委員会では、巡回相談員の増員を計画的に行い、市町では、日本語初期指導教室の開設や母語支援員の増員などを進めているが、指導を行える場所や指導員の人数には限りがある。日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数が増加し、散在化が進行している中で、在籍数の少ない学校において適切な日本語指導や適応指導のための十分な体制を確保することは厳しい状況である。また、南北に長い本県の地理的条件から、巡回相談員の派遣に片道2時間かかる場合もあり、巡回相談員の派遣が満足に行えないケースも生じる。さらには、昨今、感染拡大防止のため、日本語教室等において、対面指導を制限せざるを得ない状況も生じている。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会として、県内のどの地域の日本語指導が必要な児童生徒にも、質の高い日本語指導を行っていくための方策を模索する必要があり、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備を見据え、オンラインによる日本語指導について検討を進めた。そして、国事業を受託した実績もあるNPO法人青少年自立支援センターに業務委託し、遠隔の日本語教育（対面とオンラインのハイブリッド）に取り組んでいる「ニコプロジェクト」による、オンライン日本語教育を実施していくこととした。

オンライン日本語教育では、来日したばかりの児童生徒を対象とした講座や、少し日本語を習得した児童生徒を対

象とした講座など、日本語レベルに合わせたクラスにオンラインで参加し、同時双方向の形式で行われる。日本語レベルが初期段階の児童生徒は、1日5時間の講座を連続20日間受講する。令和2年度に県内に参加希望を募った当初は、受講希望がなく、さらに広報を進める中で、ようやく数名が受講することとなった。実際に、受講した児童生徒や学校からは、とても分かりやすい授業であること、日本語をインプットするだけでなく、アウトプットする時間も多く、確実に日本語を習得していくことができることなど、肯定的な評価が寄せられた。そのような感想も含め、あらためて本取組について周知を図った令和3年度は、少しずつオンライン日本語教育が認知され、14名の児童生徒が利用することとなった。積極的な広報活動とともに、県内の各市町では令和3年度から1人1台端末と校内のWi-Fi環境が整備され、県内のいずれの学校においても、オンライン日本語教育が受講できる体制が整ったことも、受講希望が増加する一因となった。令和3年度に児童生徒が受講した学校からは、「積極的に日本語で話をするようになった」「以前は表情が冴えなかったが、とても明るくなった」という声があり、受講した児童生徒からは「続けて日本語指導を受けることができるので、とてもわかりやすかった」「同じぐらいの日本語レベルの子と受けるので、日本語を練習することが恥ずかしくない」など非常に良い反応であった。今後、日本語指導が必要な児童生徒の在籍校がさらに広域になることが見込まれている、当該児童生徒の増加が見込まれ、さらなる散在化に対応していくために、これまで以上の取組が求められている。

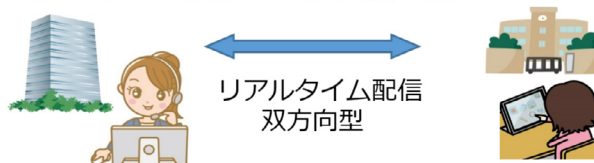
### 1. オンライン日本語教育とは？

外国にルーツを持つ子どものための日本語教育専門家による授業を日本語で学ぶためのサポートをオンラインで受けられる教育支援サービス。



### 2. オンライン日本語教育の仕組み（イメージ）

学校のパソコンルームや特別教室など、どこからでも日本語の授業を受けることができます。授業は、単に動画を視聴するだけの学習ではなく、「双方向型」で、先生と受講者が会話をしながら進めます。そのため、教室で受ける日本語教育と同じ形式の授業を受講できます。



### 3. 外国人児童生徒教育の体制構築に向けて

これまでの本県の取組は、集住地域の市町の取組を支援し、就学から日本語初期指導、学習支援、進路保障など様々な取組を進め、その成果を県内に普及するとともに、在籍数の少ない地域についても、就学状況や日本語指導等の状況を把握し、それぞれの状況に応じて巡回相談員を派遣するなど、県内全域の支援の充実を図ってきた。その結果、本県内の日本語指導が行われている小中学校の割合は、対象となる学校において、ほぼ100%であるものの、一人一人が、最適な学習支援を受けることができるよう、一層体制を充実させる必要がある。

令和4年度には、オンライン日本語教育を進めていくとともに、日本語指導が必要な児童生徒が、対面で日本語指導を受けることが最適な場合、オンライン日本語教育を受けることが最適な場合、他の生徒と授業に参加し日本語を学ぶことが最適な場合など、それぞれの状況に合わせて、日本語指導や学習支援等を行っていきことができるように、さらに取組を充実させていく。日本語初期指導教室が開設されている地域であっても、児童生徒が居住する場所から教室までの距離が離れており、通室できないこともある。その場合は、市町が雇用する母語支援員や県の巡回相談員等を派遣しているが、さらに散在化が進んだときに、対応できない状況も想定される。このため、初期日本語指導教室で行っている日本語指導を、離れた地域の学校に在籍している児童生徒にオンラインで提供することができるよう研究を進めることとしている。さらに、県内の他地域においても、十分な日本語指導を受けることができていない児童生徒をオンラインで繋ぐことができれば、県内全域で、質の高い日本語教育を受けることのできる仕組みが構築できると考えている。

### おわりに

「子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの『希望』であり『未来』です。教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな『未来』を創るという崇高な使命があります。」

これらは三重県の教育宣言の一文であり、「『夢を実現させていく力』、『社会を創っていく力』を身につけて欲しいと願い、子どもたちを信じ、『毎日が未来への分岐点』という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します」と締めくくっている。

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、教育施策を展開するにあたり見逃してはならないものがある。その一つに、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が挙げられる。「誰一人取り残さない」社会の実現のため、すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することが求められている。

現在の本県における外国人児童生徒教育の取組は、これまで県教育委員会、各市町、各小中学校、関係機関等、各方面の方々が、目の前の児童生徒が思い描く夢や希望に対し、どのような支援をすれば実現に向かうことができるかを共に考え、それを実行してきた結果と考えている。

今後も、各市町教育委員会や関係機関等と協力し、の外国人児童生徒教育をより一層充実させることで、日本語指導が必要な児童生徒が、より充実した学校生活を送り、自らの夢を育み、未来を切り拓いていくことができる力をつけていくことができるような取組を進めていきたい。

